

# 個別に原料原産地表示を規定する22食品群+5品目の表示方法は、次のとおりです。

(「製造地の表示」、「又は表示」、「大括り表示」はできません。)

- 1 農産物漬物 ▶ 上位4位(300g以下は上位3位)かつ5%以上の原材料
- 2 野菜冷凍食品 ▶ 上位3位かつ5%以上の原材料
- 3 かつお削りぶし ▶ かつおのふし※3に限り、製造地を表示します。例：かつおのふし(国内製造)
- 4 うなぎ加工品 ▶ うなぎ
- 5 おにぎり ▶ のり※平成29年9月から対象
- 6 22食品群 ▶ 主な原材料(原材料に占める重量割合が50%以上の生鮮食品)



- 22食品群
- ① 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
  - ② 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
  - ③ ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
  - ④ 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を切断後異種混合したもの
  - ⑤ 緑茶及び緑茶飲料
  - ⑥ もち
  - ⑦ いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
  - ⑧ 黒糖及び黒糖加工品
  - ⑨ こんにやく
  - ⑩ 調味した食肉
  - ⑪ ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
  - ⑫ 表面をあぶった食肉
  - ⑬ フライ種として衣をつけた食肉
  - ⑭ 合挽肉その他異種混合した食肉
  - ⑮ 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
  - ⑯ 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
  - ⑰ 調味した魚介類及び海藻類
  - ⑱ こんぶ巻
  - ⑲ ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
  - ⑳ 表面をあぶった魚介類
  - ㉑ フライ種として衣をつけた魚介類
  - ㉒ ④または⑭に掲げるもののほか、生鮮食品を切断後異種混合したもの

一番多い原材料に産地(製造地)を表示していますか？

## 新たな加工食品の原料原産地表示に切り替えましょう！

令和4年4月1日から義務表示です！

### 食品表示に関する相談窓口

秋田県生活環境部県民生活課(消費生活班)

電話・018-860-1517

FAX・018-860-3891

秋田県生活センター 電話・018-836-7806  
FAX・018-836-7808

北部消費生活相談室 電話・0186-45-1041  
FAX・0186-43-2270

南部消費生活相談室 電話・0182-45-6103  
FAX・0182-32-8349

食品表示の情報は、秋田県美の国あきたネットで掲載中！



- ・相談への回答には時間がかかる場合があります。余裕をもって相談してください。
- ・表示の作成や栄養成分表示の計算の依頼は受け付けておりません。



名称	りんごジャム
原材料名	りんご(秋田県産)、砂糖/ゲル化剤(ペクチン)、酸味料、酸化防止剤(ビタミンC)
内容量	300g
賞味期限	〇〇.〇〇.〇〇
保存方法	直射日光を避けてください。
製造者	秋田 花子 秋田県〇〇市〇〇町0-0

一番多い原材料に産地表示をします！



秋田県

# 従来の制度

名称	鶏の唐揚げ
原材料名	鶏肉、植物油、でん粉、小麦粉、しょうゆ(大豆を含む)、食塩、香辛料、卵白(卵を含む) / 調味料(アミノ酸)、リン酸塩(Na)、酸味料

令和4年4月1日以降  
に国内で製造された食品には、  
**一番多い原材料に産地  
(製造地)の表示**が必要です。



令和4年  
4月1日から

# 新制度

国内で製造される全ての加工食品の一番多い原材料  
に表示します。

名称	鶏の唐揚げ
原材料名	鶏肉(国産)、植物油、でん粉、小麦粉、しょうゆ(大豆を含む)、食塩、香辛料、卵白(卵を含む) / 調味料(アミノ酸)、リン酸塩(Na)、酸味料

名称	干しうどん
原材料名	小麦粉(国内製造)、でん粉、食塩 / pH調整剤

一番多い原材料が**生鮮食品**の場合

「**産地**」を表示

【国産品の場合】→「**国産**」  
【輸入品の場合】→「**〇〇産**」  
(〇〇は原産国名)

※「国産」は、日本より狭い地域により表示をすることができます。

表示例

原材料名 鶏肉(秋田県産)、…

一番多い原材料が**加工食品**の場合

「**製造地**」を表示

【国内で製造した食品の場合】→「**国内製造**」  
【輸入品の場合】→→→「**〇〇製造**」  
(〇〇は原産国名)

※「国内製造」は、「秋田県製造」等、都道府県名により表示をすることもできます。

表示例

原材料名 小麦粉(秋田県製造)、…

※加工食品の原材料である生鮮食品まで遡って表示をすることもできます。

表示例

原材料名 小麦粉(小麦(国産))、…

・上記の表示方法のほか、「又は表示」、「大括り表示」による表示も可能です。(右面記載)

・個別品目に「おにぎりののり」が追加され、のりの原その産地が必要です。

# ◆ 原則 ◆

## 国別重量順表示

◎産地が複数となる場合は、使用割合が多い順に表示します。

原材料名 鶏肉(国産、ブラジル産)、…

◎産地が3か国以上となる場合、3か国目以降を「**その他**」とまとめて表示することができます。

原材料名 鶏肉(国産、ブラジル産、**タイ産、アメリカ産**)、…

原材料名 鶏肉(国産、ブラジル産、**その他**)、…

## 例外

国別重量順表示が困難である場合、過去の使用実績や一定期間の使用計画に基づいて表示することができます。また、根拠資料の保管が必要です。

## 又は表示

◎使用割合が定まらないときは、「**又は**」を用いた表示ができます。

原材料名 鶏肉(国産**又は**ブラジル産)、…

※鶏肉の産地は前年の使用実績順

過去の使用実績に基づき表示したことを表す注意書きが必要です。

◎一定期間における使用割合が5%未満である産地については、対象の産地の後に「**(5%未満)**」と表示します。

原材料名 鶏肉(ブラジル産**又は**国産**(5%未満)**)、…

※鶏肉の産地は前年の使用実績順

過去の使用実績に基づき表示したことを表す注意書きが必要です。

## 大括り表示

◎外国の産地が3か国以上であり、国産を使用していない場合、「**輸入**」とまとめて表示できます。

原材料名 鶏肉(輸入)、…

## 又は表示 + 大括り表示

◎外国の産地が3か国以上と国産を使用しており、使用割合が定まらないときは、「**輸入又は国産**」または「**国産又は輸入**」と表示できます。

原材料名 鶏肉(輸入**又は**国産)、…

※鶏肉の産地は前年の使用実績順

過去の使用実績に基づき表示したことを表す注意書きが必要です。

◎一定期間における使用割合が5%未満である産地については、対象の産地の後に「**(5%未満)**」と表示します。

原材料名 鶏肉(輸入**又は**国産**(5%未満)**)、…

※鶏肉の産地は前年の使用実績順

過去の使用実績に基づき表示したことを表す注意書きが必要です。